

広報サポーター twitterなう!

7/1(金)
つぶやき
開始

“田原市広報サポーターめだか”が、田原市に関する耳寄り情報を、いち市民の感覚で発信します。皆さん、ぜひフォローをお願いします。一緒に田原市の情報の輪を広げていきましょう!

ID●KohoTahara
ユーザー名●田原市広報サポーターめだか
HP▶<http://twitter.com/#!/KohoTahara/>
▶広報秘書課☎22局0138

「ご存じですか?」 国民年金保険料免除制度

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

◆免除などの期間

- ・平成23年7月～平成24年6月
- ※7月中は平成22年7月～平成23年6月分の申請も可能

■平成23年1月2日以後に田原市に転入された方

前住所地の平成23年度の所得証明(控除額記載のもの)が必要です。

※平成23年6月以前分の申請の場合、平成22年度のものが必要

■平成22年4月1日以降に失業された方

失業を示す書類(雇用保険受給資格者証または離職票)が必要です。

◆学生納付特例制度

学生の方(一部対象外の学校あり)は、「学生納付特例制度」をご利用ください。申請には、学生証(有効期限が分かるもの)が必要です。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

▼豊橋年金事務所

☎(0532)33局4113

FAX(0532)33局3411

後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて、簡易書留郵便でお送りします。(簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受けに案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください)住民登録地と異なる場所へ保険証を郵送する場合、あらかじめ申請す

る必要があります。印鑑と身分証明書をご持参のうえ、保険年金課へお越しください。

保険証の色が、青色から**オレンジ色**に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい保険証を医療機関の窓口提示してください。※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

お盆のし尿くみ取り 申し込みはお早めこ!

お盆前は、し尿くみ取りの依頼が集中し、混雑が予想されます。くみ取りを希望される方(計画収集地区の方は除く)は、電話にてお早めにお申し込みください。

▼受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

◆くみ取り作業にご協力を

- ・便槽のくみ取り口に物を置かないでください。
- ・便槽の種類によっては水を入れないと汚物などが下がらず、きれいにならない場合があります。留守にするときは、水(バケツ2杯程度)をご用意ください。
- ・転居または転出、トイレの廃止などを予定している方は、早めにご

連絡ください。

▼衛生センター

☎45局3000 FAX45局3537

農地相談をご利用ください

農地に関するさまざまな相談にお答えするため、農地相談を開催します。校区ごとに相談を受け付けますが、都合の悪い方は他の時間帯でも利用できます。

相談は無料で秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

▼日時 8月4日(木) / 校区ごとの時間割り振りは表のとおり ▼場所 赤羽根市民センター(旧赤羽根支所) 3階第一委員会室 ▼申し込み 当日、受付にて(先着順)

▼農業委員会事務局

☎23局3519 FAX22局3817

農地相談

校区	開設時間
田原東部、童浦 田原南部、田原中部 衣笠、神戸、大草 野田、六連	10:00～12:00
高松、赤羽根、若戸	
泉、清田、福江 中山、亀山、伊良湖 堀切、和地	13:30～15:30